

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第535号)

平成20年3月28日

横 情 審 答 申 第 535 号

平 成 20 年 3 月 28 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成19年9月13日戸地振第534号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「支出命令書（平成16年度）（支出命令番号7376-8）のうち、平戸町に  
住所を置く団体分」及び「支出命令書（平成17年度）（支出命令番号6959-  
0）のうち、平戸町に住所を置く団体分」の一部開示決定に対する異議申立  
てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が次の各文書を一部開示とした決定は妥当である。

- (1) 「支出命令書（平成16年度）（支出命令番号7376-8）のうち、平戸町に住所を置く団体分」
- (2) 「支出命令書（平成17年度）（支出命令番号6959-0）のうち、平戸町に住所を置く団体分」

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「支出命令書（平成16年度）（支出命令番号7376-8）のうち、平戸町に住所を置く団体分」（以下「文書1」という。）及び「支出命令書（平成17年度）（支出命令番号6959-0）のうち、平戸町に住所を置く団体分」（以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して、以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年8月10日付で行った一部開示決定のうち、申請者の住所（以下「本件申立部分」という。）を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件申立部分は、個人の住所であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。

また、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第500号（以下「答申第500号」という。）において、本件申立部分を非開示とした決定は妥当であると判断されている。

なお、本件申立部分のうち市名から町名までについては、本件請求が平戸町に住所を置く団体と特定していることから開示したものであり、また、団体代表者の氏名については本号ただし書アの慣行として公にされているものであると判断し、開示した。

## 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述にお

いて主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、「平戸町町内会の住所の地番」を開示するとの決定を求める。
- (2) 本件処分の根拠規定とされる、条例第7条第2項第2号の解釈・適用を誤っている。「平戸町町内会」は団体であり、個人ではない。また、答申第500号は行政文書と情報の関係を誤解している。
- (3) 諮問庁が非開示とした事項は、補助金を申請、受領した団体の「住所の地番」である。この場合の「申請者」は「団体」であって、「個人」ではないので「団体」の住所の地番が非開示となったことに不服申し立てをしていることを確認しておきたい。
- (4) 条例第7条第2項第2号は、諮問庁が指摘する通り「個人に関する情報」についての定めである。本件申立部分は、「団体」に関する情報であって「個人」に関する情報ではない。「団体」の住所とは、その「団体」の「主たる事務所の所在地」を表すものである。そうすると、非開示とする条文の適用の齟齬があり、非開示理由が存在しない処分である。本件処分が正しいのであれば、「団体」の住所が何故に個人情報になるのかの合理的説明が必要である。
- (5) 諮問庁は、本件処分は答申第500号において本件申立部分の非開示を妥当であるとした判断に依拠していると述べている。ところで、条例第7条第1項は「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない」と定め、同条第2項は「実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記載されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる」としている。そして、条例第8条では、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と定めている。このことは、情報公開法制は、「情報」そのものではなく、「情報」の記載された「文書」を開示の対象としているが、非開示の対象は文書そのものではなく、文書に記載されている「情報」が対象であることを意味している。そうすると、開示、非開示の判断の対象は「情報」であって「文書」ではない。ところが、答申第

500号は、このことを理解していない。答申は「市民活動推進条例に基づく閲覧の対象文書であり、本件請求時には閲覧期間中のものであったと認められるため、これらの文書に記録された情報は法令等の規定により公にされている情報であると考えることが適当である」としておきながら、一連の関係文書である本件申立文書に記載された同じ「情報」を「条例に基づく閲覧対象文書ではないことが認められる」として非開示とした誤りを犯している。そうすると、答申に依拠したことを理由とすることはできない。以上のように、諮問庁の意見は失当である。

- (6) 元となる支出負担行為の文書は開示しておきながら、それと一对の関係にある支出命令書が非開示とはありえない話である。開示対象文書と非開示対象文書と情報との観念が混同している。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

戸塚区では、「公有スペース魅力アップ助成事業」実施要綱を定め、平成16年度から平成18年度まで戸塚区内で行われる地域住民等による河川敷、道路及び公有地のうちの空閑地の清掃、除草、花の植栽等の事業等に関する市民活動を行う団体を対象に、助成金の交付を行っていた。本件申立文書は、平成16年度及び平成17年度の公有スペース魅力アップ助成事業（以下「本件事業」という。）に係る助成金の支出を決定した文書であり、それぞれ、支出登録票、助成金請求書等で構成されている。

本件申立部分は、本件申立文書のうちの助成金請求書に記録された申請者の住所である。

また、横浜市市民活動推進条例（平成12年3月横浜市条例第26号。以下「推進条例」という。）及び横浜市市民活動推進条例施行規則（平成12年6月横浜市規則第119号）により、本件事業に係る文書のうち、助成金申請書、交付対象事業報告書等は一定期間閲覧に供する文書（以下「閲覧対象文書」という。）とされているが、本件申立文書は閲覧対象文書ではないことが認められる。

### (2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書アでは、本号本文に該当する個人に関する情報であっても、

「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、開示しないことができる情報から除くと規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分は、個人の住所であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当し、非開示としたとしている。これに対し、申立人は、本件申立部分は団体の住所であって個人の住所ではないと主張しているため、以下検討する。

ウ 本件事業は助成対象を団体に限定していることから、本件申立部分には助成対象団体の所在地が記録されるものと考えられる。しかし、本件処分における一部開示決定通知書の非開示とされた部分の概要には個人の住所であると記載されていることが認められた。実施機関に確認したところ、本件申立部分は当該団体の規約で定められた団体事務所の所在地ではなく、当該団体の代表者の住所であるとのことであり、その理由は所在地を定めていない団体も多いため、本件事業に係る書類を受け付ける際に、申請者の住所欄には団体の代表者の住所を記載するよう説明していたとのことであった。そうだとすると、本件申立部分は、個人に関する情報であると同時に団体に関する情報であると考えられるが、このような状況を考慮すれば、本件の場合には個人に関する情報と考えることが妥当である。したがって、本件申立部分は個人に関する情報であり、当該情報それ自体から特定の個人を識別できるものであることから、本号本文に該当するものである。

エ 次に、申立人の意見書には、「答申は・・・一連の関係文書である本件申立文書に記載された同じ「情報」を「条例に基づく閲覧対象文書ではないことが認められる」として非開示とした誤りを犯している。」との記載があるため、本号ただし書アの該当性について検討する。

オ 本号ただし書アの規定は、例えば不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定により公にされている不動産登記簿に記録されている情報が不動産登記簿以外の文書に記録されている場合など、法令等が公にすることを定めた個人情報については、非開示とすることができる情報から除くことを定めているのであって、本号ただし書アの規定に該当するか否かについては、それぞれの閲覧制度の趣旨を鑑みて判断する必要がある。

カ 推進条例に基づく閲覧制度は、実施機関に提出すべき市民活動関連の文書すべてを閲覧対象とはせず、閲覧対象文書を特定していることが認められる。また、閲覧できる期間を助成金申請書等については助成金の交付を受けた日から、交付

対象事業報告書等については実施機関に提出した日から２年間と限定している。このように閲覧対象文書及び閲覧の期間を限定していることから、推進条例に基づく閲覧制度は、閲覧対象外の文書に記録されている個人情報について、それが閲覧対象文書に記録されている情報と同じであったとしても、閲覧期間外はもとより、閲覧期間中においても、公にする趣旨ではないと解することが適当である。

キ したがって、本件申立部分は法令等の規定により公にされた情報には該当しないものと解すべきであるから、本号ただし書アには該当しない。また、本件申立部分は本号ただし書イ及びウにも該当しない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立部分を条例第７条第２項第２号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年9月13日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成19年9月21日 (第46回第三部会) 平成19年9月25日 (第112回第二部会) 平成19年9月27日 (第114回第一部会)	・諮問の報告
平成19年10月10日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年10月26日 (第114回第二部会)	・審議
平成19年11月9日 (第115回第二部会)	・審議
平成19年11月30日 (第116回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成20年1月11日 (第118回第二部会)	・審議
平成20年1月22日 (第119回第二部会)	・審議
平成20年2月8日 (第120回第二部会)	・審議
平成20年2月22日 (第121回第二部会)	・審議
平成20年3月14日 (第122回第二部会)	・審議